

監査品質のマネジメントに関する年次報告書（別紙）

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

明光監査法人

目次

1. ガバナンス・コードへの全体的な取り組み状況と経営管理体制	2
(1) ガバナンス・コードへの取り組みの総論	2
(2) 当監査法人の経営管理体制について	2
2. ガバナンス・コードの内容と当監査法人の原則及び指針単位での取り組み	5
(1) 原則単位での当監査法人の取り組み状況	5
(2) 指針単位での当監査法人の取り組み状況	11

1. ガバナンス・コードへの全体的な取り組み状況と経営管理体制

(1) ガバナンス・コードへの取り組みの総論

当監査法人は、社員・職員を合わせて 20 名程度の中小規模の監査法人であり、大手の監査法人を前提とする部分を含む「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）について、規模の大小にかかわらず取り組むべき内容であると認識していますが、グローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合などの該当がない事項は除外しており、すべての項目をコンプライしているわけではありません。

ただし、2023 年 3 月 24 日改定された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は中小規模の監査法人を前提とする部分が多く含まれ、当監査法人の規模や特性を鑑みて、監査品質を持続的に向上しうる組織運営を行う観点より、上記記載の事項を除きコンプライしています。

(2) 当監査法人の経営管理体制について

当監査法人は、社員・職員を合わせて 20 名程度の中小規模の監査法人であり、法人のトップである理事長が社員・職員全員を掌握し、証券市場の適切な発展に寄与することにより、もって国民経済の健全な発展のために尽くすようリーダーシップを発揮しています。

当監査法人は、組織内での円滑なコミュニケーションを図り、法人全体の方向性を統一する観点から、職階をパートナーと職員の 2 職種のみとし、いたずらに意思決定を遅延させ、コミュニケーションを阻害することがないよう複雑な組織構成にはしていません。また、常設の組織体は社員会のみとし、臨時に必要な場合にのみプロジェクトチームのような形で組織体を組成するようにしています。

当監査法人では、監査を実施するうえで不可欠な独立性を確保し、監査の品質を維持向上させるために、理事長、品質管理担当責任者、定期的検証担当者、各監査チームにおける業務執行社員や審査員を任命し、選任されたメンバーが求められる役割を果たすこ

とにより組織的な監査を実行する体制を構築しています。

なお、任命されたメンバーは役職に応じて以下の役割が特に求められ、相互に積極的なコミュニケーションを図るとともに、社員会にて最終的な意思決定を行う体制としています。

理事長・・・法人全体に対するリーダーシップの発揮が求められ、トップとしての意思表示を行い、法人全体を牽引する。

品質管理担当責任者・・・法人全体の業務の品質を維持向上する仕組みを構築・管理するとともに、監査チームにおける監査の品質を維持向上できる仕組みを具体的に構築する。

定期的検証担当者・・・第三者的な視点より、法人全体の業務の品質の状況、監査チームにおける監査の品質の状況の確認を行う。

業務執行社員・・・監査チームにおいて、クライアントと適切なコミュニケーションをとり、チームメンバーを管理することにより適切に監査業務を実行し、最終的に監査意見の表明を行う。

審査員・・・監査チームが実行した監査の過程及び結果を第三者の視点から調査検証し、法人内外のルールに則った監査が実行され、適切な結論が導かれていることを確認する。

当監査法人は、中小規模の監査法人であり、経営管理体制や業務運営の構造はシンプルではありますが、社員会には独立性を有する第三者である弁護士が参加しています。社員会に参加する弁護士には、法人の組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価者としての役割を担っていただいています。

また、顧客満足度調査及び従業員満足度調査を実施し、監査業務の品質の継続的な向上に役立てるための情報を収集し、これを生かして法人経営を行っています。

法人内の監査を実施するプロフェッショナルについては、社員、職員とも原則として一定の経験を有するメンバーを採用しており、

監査の経験という観点からは特に差異がありませんが、社員が職員の調書レビューを行うとともに、監査における論点などについては社員と職員が適切に双方向のコミュニケーションを行い、監査手続を実施しています。

当監査法人では、電子調書システムを採用していませんが、原則として監査調書は Excel などの電子ツールで作成しており、積極的に関数などを利用することにより業務の効率化を図っています。今後、上場会社クライアント数が増加した場合に、電子調書システムの採用を検討することとしています。

なお、中小規模の監査法人において、特に留意が必要となる 15%ルール(独立性保持の観点より特定のクライアントからの報酬が法人及び社員の収入の 15%を超えた場合に必要な処置を講じる必要がある)や監査を実施する人材の確保、法人規模にそぐわない無計画な組織の拡大などについて、監査の品質を維持向上するうえでこれを意識した法人経営を行っています。

2. ガバナンス・コードの内容と当監査法人の原則及び指針単位での取り組み

(1) 原則単位での当監査法人の取り組み状況

原則・内容	考え方	当監査法人の取り組み
【原則 1 監査法人が果たすべき役割】 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分	資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。 会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。 公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。特に、上場企業等の監査を行う監査法人には、その規模にかかわらずより一層高い会計監査の品質を確保するための組織的な体制整備が求められる。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、	【コンプライ】 本項目は監査法人の品質管理重視に関する風土醸成のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 最高責任者である理事長が、定期的に監査法人内の全社員及び職員に対し、監査法人の社会的意義やガバナンス・コードで求められている監査法人が果たすべき役割を定期的にアナウンスしており、法人内の全てのメンバーが監査の品質に対して高次元の意識を有しています。なお、中小規模の監査法人の特性を生かし、職員が一方向の情報を受け

原則・内容	考え方	当監査法人の取組み
に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、法人の構成員による職業的懐疑心が十分発揮されるよう、適切な動機付けを行う人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備に留意すべきである。 さらに、監査法人において、グローバルネットワークへの加盟や他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行うことが見られるが、このような関係は、共通の監査ツールの開発や IT への投資等を通じて会計監査の品質の確保やそれを持続的に向上させる効果が期待される反面、監査法人の意思決定に影響を与え得ることなどにより、会計監査の品質の確保やその持続的向上に支障をきたすリスクを生じさせる可能性もある。特に、このような関係が、個々のグローバルネットワークやグループにおける契約等によって構築されているため、その関係性や位置づけが明らかにされていない場合、会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利益とリスクを資本市場の参加者等が十分理解することが困難になる。グローバルネットワークやグループと監査法人との関係に関して十分な開示を行うことは、資本市場の参加者等からの監査への信頼性の確保につながるとともに、資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価する上で重要である。	るのみではなく、日々の監査現場、研修会などにおいて、自由闊達な議論が行われるよう組織の階層を最少単位としています。 これらにより持続的な組織の発展及び監査の品質の向上を実現させています。 なお、当監査法人では、現時点でグローバルネットワークへの加盟が必要となるような大規模なグローバル企業との監査契約は行わない方針であります。

原則・内容	考え方	当監査法人の取組み
【原則 2 組織体制】 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としている。公認会計士法上、原則として全ての社員が業務の執行と監視を行うことが想定されており、機関等を設けることは求められていないが、特に上場企業等の監査を担う監査法人は、無限責任監査法人や有限責任監査法人といった法人形態その他の形式的又は実質的な違いにかかわらず、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有することが必要である。 また、監査法人の中には、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、会計監査の品質の確保の観点から、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。 これらに対応するためには、例えば、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保すべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合であっても、組織として、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有するべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 当監査法人は、20 名未満の中小規模監査法人であるため、複雑な組織の分化は不要であると考えており、組織の階層を最少単位とし、常設の組織体は社員会のみとしています。 なお、法人内の組織体はミニマムとなっていますが、監査法人の組織的な運営を行ううえで必要な人材を、各社員の経験能力を吟味したうえで、適材適所で配置しています。

原則・内容	考え方	当監査法人の取組み
【原則 3 組織体制】 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関等の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。 さらに、上場企業等を監査する監査法人が、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、例えば、監督・評価機関を設け、企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点や監査の知見などを有する、独立性を有する外部の第三者の知見を活用すべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合であっても、例えば、独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に参加させるなど、創意工夫して独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 各監査法人において、独立性を有する第三者を活用するにあたっては、規模やガバナンス体制、組織的な業務運営上の課題等を踏まえて、独立性を有する第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすることが重要である。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 当監査法人は、20 名未満の中小規模監査法人であり、法人内の組織体や階層はミニマムとなっており、外部の第三者の知見を利用することなくとも社員相互の監督・評価を実施しています。さらに、原則の趣旨に鑑み、独立性を有する外部の第三者の知見として、経験豊富な弁護士に社員会に参加していただいています。
【原則 4 業務運営】 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきであ	監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関等が経営機能を発揮するとともに、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。 また、経営機関等の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・	【コンプライ】 本項目は監査法人の品質管理重視に関する風土醸成のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。

原則・内容	考え方	当監査法人の取組み
る。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。 さらに、経営機関等から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。 こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。	当監査法人は、20 名未満の中小規模で創業オーナーの存在しない監査法人であり、組織階層もミニマムであることから、法人の業務の品質に関する考え方などを大規模組織に比べ容易に伝達可能な組織体となっています。また、理事長からのアナウンスを定期的に行うことにより適時適切に法人全体での情報共有を行っています。 なお、小規模で自由な組織体であるため、職員から執行陣である社員へボトムアップ方式での提案等も活発に行われており、社員職員間において適切に双方向のコミュニケーションを図っています。

原則・内容	考え方	当監査法人の取組み
【原則 5 透明性の確保】 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。 また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。	【コンプライ】 本項目は明光監査法人の情報を適切に外部開示するための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 当監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が当監査法人の理念、品質の向上に向けた考え方、運営状況などの情報を適切に入手・評価できるように、ホームページによる開示等による方法で公認会計士法施行規則に則った情報開示を行うとともに、監査品質のマネジメントに関する年次報告書、本資料、公認会計士協会設置の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」で公表しているトップメッセージなどを通じて法的要請を超えた積極的な情報開示を持続的に行っています。

(2) 指針単位での当監査法人の取り組み状況

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
原則 1	【監査法人が果たすべき役割】	1-1.	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の品質管理重視に関する風土醸成のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 ・毎月、理事長は「品質管理のお知らせ」というタイトルのメールにて、全社員、職員に対し、法人内の規程の改訂、マネジメントの考え（意識、意欲、姿勢、具体的な行動等）を適時かつ適切に伝達しています。 ・毎年1回、理事長と全職員との面談を実施しており、理事長は品質管理重視の考えが組織員に浸透しているかの評価を行っています。 ・理事長は、現場往査を原則としており、日々の監査の現場において、日常的に他の社員、職員と双方向のコミュニケーションと取り、会計監査の品質の持続的な向上に努めている。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
		1－2.	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の品質管理重視に関する風土醸成のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 ホームページで法人の理念、行動指針、理事長メッセージなどを開示するとともに、社内イントラネットや監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ(経営方針及び監査品質向上に向けた取り組みについて)」において法人内外に開示しています。
		1－3.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の品質管理重視に関する風土醸成のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 法人の構成員の士気を高めるために、経営理念において、「法人内で働く人の幸福を追求する」との定めを置き、監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(3)人的基盤⑤人事に関する方針」に記載した公平かつ適切な人事評価制度を設けています。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
				また、職業的懐疑心を保持するよう指針１－１記載の取り組みを実施するとともに、法人構成員が職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるように、監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(3)人的基盤④研修に対する方針、体制、実績」に記載の取り組みを実施しています。
		1－4.	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の品質管理重視に関する風土醸成のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 指針１－１記載の取り組みにおいて、理事長自らが監査チーム内での積極的な議論の実施を推奨しており、監査現場において疑問に感じた点、難易度の高い論点については、とりわけ積極的に議論が行われています。 また、当監査法人主催の内部研修において、社員が講師として研修を行うことや経験豊かな外部講師を

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
				招聘することで、会計監査も含めた幅広い知見や経験を共有しています。
		1－5.	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の品質管理重視に関する風土醸成のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 監査法人の構成員に兼業・副業を認めています。これに関連する考え方、利益相反や独立性の懸念に対する対応については、監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(3)人的基盤⑦兼業・副業を認める場合その方針」に記載しています。 なお、当監査法人は、現状において監査業務から派生した非監査業務(監査証明業務又は監査手続と直接的関連性を有するため、監査業務を実施する会計事務所等により提供されることが効率的であり、かつ、監査の品質を向上させることにも有用であると認められる業務又は法令等により監査業務を実施する会計事務所等が実施することを要請されている業務（例：コンフォートレター作成業務）)以外の被監査

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
				業務を実施していません。そのため、監査法人が実施する非監査業務により利益相反や独立性の懸念が生じることを想定していません。
		1－6.	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	【エクспレイン】 該当しないため、取り組みを実施していません。将来的に該当した場合には取り組みが必要になることは認識していますが、現時点では、グローバルネットワークへの加盟が必要となるような大規模なグローバル企業との監査契約は行わない方針であります。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
原則 2	【組織体制】	2－1.	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 常設の組織体として社員会を設置し、議長となる理事長を中心とした組織的な運営を行っています。具体的には、「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況の「当監査法人の経営管理体制について」に記載の理事長、品質管理担当責任者、定期的検証担当者、各監査チームにおける業務執行社員や審査員を任命し、選任されたメンバーが求められる役割を果たすことにより組織的な監査を実行する体制を構築しています。

原則	指針	当監査法人の取り組み状況
	2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ①監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ②監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ③法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ④監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 ① 監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制として、理事長、品質管理担当責任者、定期的検証担当者、各監査チームにおける業務執行社員や審査員を任命し、選任されたメンバーが求められる役割を果たすことにより組織的な監査の実行を可能とする体制を構築しています。 ② 監査の計画段階において、監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析を実施しており、これを審査員が確認をしています。また、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行えるよう理事長は原則として常に現場にて作業を実施し、経営者、監査役、内部監査室など被監査会社と監査の品質に関する率直かつ深度ある意見交換を行っています。 ③ 法人の構成員の士気を高めることに資する法人理念を掲げ、職業的専門家としての能力を保持・

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
			整備	発揮させるための年間研修計画を策定して(詳細は、監査品質のマネジメントに関する年次報告書(本編)「2.経営管理の状況等(3)人的基盤④研修に対する方針、体制、実績」を参照ください。)、人材育成を行う環境を整えています。また、人事管理・評価等に係る体制は、組織構成員の士気を削がないように、監査品質のマネジメントに関する年次報告書(本編)「2.経営管理の状況等(3)人的基盤⑤人事に関する方針」に記載した公平な評価を行う取り組みを行っています。 ④ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するために、監査品質のマネジメントに関する年次報告書(本編)「2.経営管理の状況等(4)IT 基盤」に記載した取り組みを行っています。

原則		指針	当監査法人の取り組み状況
		2－3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 社員会の構成員となる社員は、社員相互間で綿密なコミュニケーションを図れるように総社員の同意に基づき選任しています。また、選任された社員の担当業務については、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるように過去の職務実績などに基づいて社員候補者の資質及び監査業務の経歴、法人内での関与可能時間、経営的な経験をベースとして担える役割を勘案の上、監査法人の独立性確保、監査の品質の維持向上、法人の組織的な運営などの観点より担当業務を決定しています。なお、これらの実効性を確保すべく、非常勤職員の評価を適切に実施し、当法人に習熟している非常勤職員の社員への登用を積極的に実施する方針を採用しています。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
原則 3	【組織体制】	3-1.	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 社員・職員を合わせて20名程度の中小規模な監査法人であり、最高経営意思決定機関として社員会を唯一の常設の機関として設けています。中小規模の監査法人であることから監督・評価機関は設けずに、社員会に対して独立性を有する第三者である弁護士個人が、社員会に参加することにより、監査法人の組織的な運営の実効性に関する監督・評価者としての役割を担っています。なお、監督・評価は、社員会に参加する中で、第三者の視点で法的な観点、財務的な観点、監査の品質的な観点より法人経営への助言が行われることにより実行されています。

原則		指針	当監査法人の取り組み状況
		3－2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 社員会に参加している弁護士は多種多様な企業の顧問業務などを行っており、企業法務に関する知見のみならず、監査法人の運営にあたり適切な助言を期待できると考えています。また、当該弁護士は、当監査法人の社員、クライアントと一切の利害関係を持たない人物であり、当監査法人からの当該弁護士への報酬は、当該弁護士の報酬全体に占める割合として僅少であり、当監査法人に対する報酬的な依存度は低いことから経済的な独立性を有しており、適切な第三者であると考えています。
		3－3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ① 経営機能の実効性向上に資する助言・提	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています ① 独立性を有する第三者である弁護士が社員会に

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
			言 ② 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ③ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ④ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ⑤ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	参加して助言・提言を行っています。 ② 独立性を有する第三者である弁護士が評価に関与しています。 ③ 独立性を有する第三者である弁護士が関与していませんが、選退任、評価及び報酬の決定に関する意見を述べるができるとしています。 ④ 独立性を有する第三者である弁護士が関与しています。 ⑤ 必要に応じて独立性を有する第三者である弁護士が関与しています。 ⑥ 被監査会社との意見交換は理事長を中心に積極的に行っています。株主その他の資本市場の参加者等との意見交換についても、年次報告書の公表を行い、公認会計士協会が窓口となって中小規模の監査法人向けに公認会計士協会ウェブサイト上に資本市場の参加者等がアクセスしやすいよう「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」を公表しており、ここに当監査法人の理事長からのメッセージを投稿し、ホームページ上でこれらに関する意見を募り、社員会等で検討を行って必要に応じて結果を発信するなどの対応を実施しています。また、監査報告書

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
				に記載した監査上の重要性(KAM)についても株主その他の資本市場の参加者等との意見交換のツールの一つになり得ると認識しています。このような中で、必要に応じて独立性を有する第三者である弁護士に助言を求めるようにしています。
		3－4．	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 社員会において、独立性を有する第三者を含む社員会参加者に対してオープンにあらゆる情報が適時適切に共有されています。ただし、通報制度によってもたらされた通報情報については通報者が不利益とならないよう名称を伏せるなどの対応を行っています。なお、必要に応じて事務補助者が参加しています。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
原則 4	【業務運営】	4－1．	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 当監査法人では、原則として理事長自ら監査現場で業務を実施しており、経営と現場が一体化しています。そのため、必然的に監査現場において必要な情報等の適時共有がなされ、現場に浸透する体制となっています。また、現場や研修の場において品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行う組織風土となるよう指針１－１に記載の取り組みがなされています。
		4－2．	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	指針１－３記載の取り組みを参照ください。

原則	指針	当監査法人の取り組み状況
	4－3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ①法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ②法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ③法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ④法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 ① 社員・職員を合わせて 20 名程度の中小規模の監査法人であり、社員会以外に部署などの組織体を設定していないため、理事長、品質管理担当責任者、定期的検証担当者などの役職ごとに個人の幅広い知見や経験に基づいてバランスのとれた法人の構成員の配置を行っています。具体的には、常設で、理事長、品質管理担当責任者、法人決算責任者、法人事務責任者、研修責任者を配置しています。 ② 法人の構成員に対し、兼業を通じて成長の機会を与えています。 ③ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用するために、監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(3)人的基盤⑤人事に関する方針」に記載した取り組みを行っています。 ④ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
				に取り組むことができる環境を整備するために、指針1－3記載の取り組みを実施しています。
		4－4.	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査業務の品質確保のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 被監査会社の CEO・CFO 等の経営幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすために、監査計画段階で CEO・CFO 等の経営幹部及び監査役等とのコミュニケーションを義務付けています。また、監査の現場において随時管理部門の管理職とのコミュニケーションを実施しています。なお、これらの実効性を確保するために、理事長、業務執行社員は現場での作業を原則としています。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
		4－5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	【コンプライ】 本項目は通報による貴重な情報に適切に対処するための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 内部及び外部からの通報に関する方針や手続は、「品質管理規程」によって整備しており、当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付けています。なお、ホームページ上にて受付窓口を設置し、品質管理担当責任者が通報された情報の第一義的な確認を行い、伝えられた情報を適切に活用するよう社員会に図ることにより、理事長を含めた関係社員が独断での判断を行わないように定めています。 また、同規程において通報者が不利益を被ることがないように、通報者等の保護を定めています。なお、直近事業年度において、当監査法人が設置している通報制度の利用された実績はありません。
原則 5	【透明性の確保】	5－1.	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	【コンプライ】 本項目は明光監査法人の情報を適切に外部開示するための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
				【コンプライ】 本項目は明光監査法人の情報を適切に外部開示するための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）、当資料、説明資料などにおいて説明し、これらの資料をホームページにて開示しています。被監査会社に対しては、指針4-4に記載のように監査を通じて直接会社の経営者、監査役、その他役員従業員と随時コミュニケーションを取っています。また、株主、その他の資本市場の参加者等に対しては、指針5-4に記載のように公認会計士協会が窓口となって中小規模の監査法人向けに公認会計士協会ウェブサイト上に資本市場の参加者等がアクセスしやすいよう「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」を公表しており、ここに当監査法人の理事長からのメッセージを投稿しています。

		5－2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ①会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：AudIT QualiTy Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	【コンプライ】 本項目は明光監査法人の情報を適切に外部開示するための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）、当資料、説明資料などにおいて説明し、これらの資料をホームページにて開示しています。具体的には以下を参考に参照ください。 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 →指針2－1記載の取り組みなどを参照ください。 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：AudIT QualiTy Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等」全般、「2.経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤①組織、組織内の機関の役割・ガバナンスに対する基本的な方針」「2.経営管理の状況等(4)IT 基盤②今後の具体的な計画とその実行のための体制」「2.経営管理の状況等(5)財務基盤」などを参照ください。
--	--	---	--

		・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	・ 監査法人における品質管理システムの状況 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(1)品質管理基盤」全般などを参照ください。 ・ 経営機関等の構成や役割 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(1)品質管理基盤」「2.経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤」、原則3などを参照ください。 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 →指針3-4などを参照ください。 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤⑤非監査業務の提供の方針」を参照ください。 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキ
--	--	---	---

				セキュリティ対策を含む。) →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(4)IT 基盤」などを参照ください。 ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(1)品質管理基盤」全般などを参照ください。 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(1)品質管理基盤②上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制」「2.経営管理の状況等(5)財務基盤」などを参照ください。 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本編）「2.経営管理の状況等(6)国際対応基盤」などを参照ください。 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 →監査品質のマネジメントに関する年次報告書（本
--	--	--	--	--

				編)「2.経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤 ①組織、組織内の機関の役割・ガバナンスに対する基本的な方針④独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方」などを参照ください。
--	--	--	--	---

原則		指針	当監査法人の取り組み状況
		5－3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	【エクспレイン】 該当しないため、取り組みを実施していません。将来的に該当した場合には取り組みが必要になることは認識していますが、現状では、グローバルネットワークへの加盟が必要となるような大規模なグローバル企業との監査契約は行わない方針であります。

原則		指針	当監査法人の取り組み状況
		5－4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	【コンプライ】 本項目は明光監査法人の情報を適切に外部開示するための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社等との積極的な意見交換を行っています。その際、社員会にて意見交換情報を共有し、当監査法人の社員会参加メンバーである独立性を有する第三者(当監査法人においては弁護士)の知見を活用しています。 なお、株主、その他の資本市場の参加者等との意見交換については、公認会計士協会が窓口となって中小規模の監査法人向けに公認会計士協会ウェブサイト上に資本市場の参加者等がアクセスしやすいよう「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」を公表しており、ここに当監査法人の理事長からのメッセージを投稿し、株主、その他の資本市場の参加者との意見交換のきっかけにもなる有用な方法であると考えています。

原則		指針		当監査法人の取り組み状況
		5－5.	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について、社員会や品質管理担当責任者によるモニタリング、定期的検証担当者による定期的な検証など複数の視点より評価を実施しています。
		5－6.	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	【コンプライ】 本項目は監査法人の組織的な運営のための重要項目であると判断し、下記の通りコンプライを選択しています。 「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の維持向上に活用しています。 資本市場の参加者等との意見交換については、指針5－4記載の取り組みを実施しています。